

「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について（案）」にかかるパブリック・コメントを実施します。

（概要）

ハト・カラスその他の動物への無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するため「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正して、無責任な餌やり行為を行う者に対し清掃を義務付けるとともに、改善命令に従わない者に対して過料を適用するなど、地域の清潔保持の確保に向けた規定の制定を検討しております。（別紙「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について（案）」のとおり）

つきましては、「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について（案）」にかかるパブリック・コメントを実施いたしますので、市民・事業者の皆様のご意見・ご提言をお寄せください。

1 意見募集期間

令和元年10月7日（月曜日）から令和元年11月1日（金曜日）まで

2 資料の閲覧・配架場所

- ・大阪市環境局事業部事業管理課（大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階）
- ・各環境事業センター及び出張所
- ・市民情報プラザ（大阪市役所1階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪広域環境施設組合
- ・大阪市ホームページ（条例・基本計画等に関する意見募集（パブリック・コメント））
「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について（案）」にかかるご意見を募集します。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000481879.html>

3 ご意見の応募方法

次のいずれかの方法により令和元年11月1日（金曜日）必着でご応募ください。

（ご意見の応募様式は定めておりませんが、「ご意見記入用紙」をご利用ください。）

（1）ご送付の場合

- ・はがき、封書で次の住所へご送付ください。

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部事業管理課

「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について（案）」ご意見募集 係

(2) ファックスの場合

- ・次の番号へお送りください。

ファックス番号：06-6630-3581 大阪市環境局事業部事業管理課

「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について（案）」ご意見募集 係

(3) 電子メールの場合

- ・次のメールアドレスへお送りください。

karasuhato-iken@city.osaka.lg.jp

※このアドレスは、本パブリック・コメント専用アドレスですので、パブリック・コメント実施期間中以外は使用できません。

4 注意事項

- (1) 電話などによる口頭でのご意見はお受けできません。
- (2) お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご意見につきましては、後日、その概要と大阪市の考え方を取りまとめて大阪市ホームページ等で公表します。なお、ご意見の公表の際には、内容の要約及び集約又は一部表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報等の取扱いについて

- (1) お寄せいただいたご意見のなかで、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- (2) 個人情報等の取扱いには充分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。

6 今後の手続き

「ハト・カラスその他の動物に対する無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止するための条例改正について（案）」に関しまして、寄せられましたご意見等を参考にしながら、規定の整備を進めてまいりたいと考えています。

7 意見募集に関するお問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課（電話：06-6630-3236）

（土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで）